

(案)

芽室町農業振興計画 2021

(令和3(2021)年度～令和10(2028)年度)



～みんなで創り 未来へつなぐ 地域の誇り『農業王国めむろ』～

はじめに

目 次

I 農業振興計画の策定について	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画期間	2
4 策定の体制	2
5 計画の進行管理	3
II 芽室町農業の現状	4
1 芽室町の農業について	4
2 芽室町農業の概況	4
III 計画の施策体系と指標	9
1 計画の施策体系	9
2 目標とする指標	10
IV 施策の基本方向と事業展開	11
《 基本方向1 農業生産基盤整備の促進 》	11
施策1 土づくりの支援	11
施策2 農地・土地改良施設等の整備	13
《 基本方向2 経営力強化への支援 》	16
施策1 農業経営の支援	16
《 基本方向3 農業被害の防止と農村環境の保全 》	20
施策1 農村環境の保全	20
施策2 農作物有害鳥獣対策の強化	21
《 基本方向4 多様な担い手の育成と確保 》	24
施策1 配偶者対策	24
施策2 多様な担い手確保対策	25
施策3 労働力確保対策	29
施策4 農地の移動・集積	31

《 基本方向5 農業の応援団づくりと6次産業化の推進 》	33
施策1 食育・食農及び地産地消の推進	33
施策2 6次産業化の推進	35
《 基本方向6 生産振興と加工事業への支援 》	37
施策1 JAとの連携および取組への支援	37
 V. 参考資料	41
1 計画策定の体制と経過	41
2 用語解説	46

新嵐山スカイパーク展望台からパッチワーク状の畑を望む



I 農業振興計画の策定について

1 策定の趣旨

本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、TPP11や日欧EPA等の国際経済連携協定の発効に伴う影響に加え、後継者不足や高齢化の進行による担い手の減少、雇用就農者の減少が顕著となっています。また、重要病害虫・家畜伝染病や有害鳥獣による農作物被害も引き続き課題となっており、多様な外的要因への対応が求められる等の厳しい状況が続いています。

これに対する農業政策面では、国は力強く持続可能な農業構造の実現や都市農村交流、多様な人材の都市から農村への移住・定住等の促進、食料の安定供給に係る様々なリスクに対応するための総合的な食料安全保障の確立を行っています。また、農家戸数減少への対策として、従来の規模拡大への施策に加え、新たに中小農業者への施策を打ち出して、幅広い担い手対策の実施が行われる見込みです。

本町においても国や北海道の方針に沿った中で農業を取り巻く環境の変化への対応は必須であり、芽室町総合計画に掲げる農業施策を推進するための取り組みについて、本町農業の課題と強みを深く掘り下げて検討し、芽室らしさを打ち出した計画を策定することで、「農業王国めむろ」が有する国内有数の食料基地としてのポテンシャルを存分に発揮できるよう取り組みを進めていく必要があります。

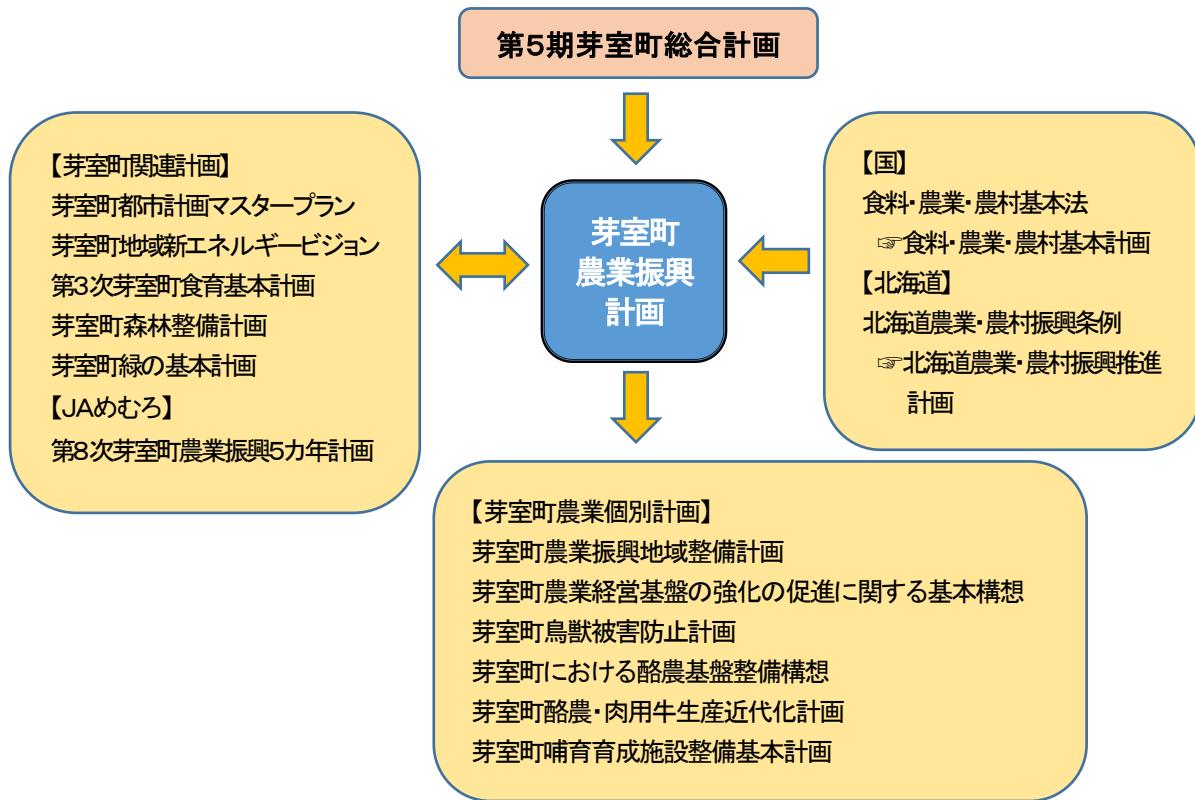
これらを踏まえ、農業者、関係機関・団体、消費者、行政が対話を重ねた信頼の醸成の基、チーム芽室として互いに連携し、農業の現場で一層効果が高まる計画を策定するものです。

2 計画の性格

芽室町農業振興計画は、芽室町が農業分野で目指すべき基本方針とその実現に向けた政策を実現するための目標と施策を示すものです。

また同時に、国や北海道が示す指針を踏まえつつ、「第5期芽室町総合計画」を上位の計画として位置づけ、「芽室町農業振興地域整備計画」、「芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」、「第3次芽室町食育基本計画」、国・北海道等の農業関係計画及び「芽室町都市計画マスタープラン」、JAめむろの「第8次芽室町農業振興5カ年計画」等関連計画との調整、整合を図るものとします。

【町総合計画と本計画及びその他関連計画の相関図】



3 計画期間

本計画は、初年度の令和3(2021)年度から目標年度の令和10(2028)年度までの8年間の計画としています。

国と北海道の方針に沿ったなかで、農業を取り巻く国際化の流れや技術革新等の社会情勢の変化に対応するため、中間年である4年後の令和6(2024)年度を目処に計画内容を精査し、必要に応じて見直しを実施します。

4 策定の体制

芽室町農業振興計画策定検討会議は、農業に対する広範かつ深い知見を有する委員で構成する「委員会」と専門的な知見や多様な視点により議論を深めるため、農業者のかた、学識経験者や町民等の多くの方達が個別専門的集団に分かれて検討し、御意見をいただく「部会」で構成しました。

委員会は、芽室町農業再生協議会をベースにした6名で構成し、町がつくる計画原案について審議し、計画素案を策定するための意見をいただきました。

部会は、計画内容が広範であることから、分野毎に5つの部会を設置し、各部会を農業者、関係機関・団体、学識経験者、公募町民等の8名で構成し、町が計画原案をつくる際や素案化する際の「専門的知見」や「町民意見」の反映の一環として、提示された施策案等に対する検討や助言を行っていただきました。

このことにより、全46名の町民等の参画により、幅広い議論が行われ、本計画策定に反映されています。

5 計画の進行管理

本計画を推進するために取り組む施策については、毎年度、芽室町農業再生協議会により、進捗状況の把握及び必要とされる検討と調整を図り、より効率的に効果を発揮するものとします。

美生ダム



堆肥センター



II 芽室町農業の現状

1 芽室町の農業について

本町は、十勝平野のほぼ中央に位置し、恵まれた土地条件と気象条件と先人のたゆまぬ努力によって、高品質な農畜産物を供給する日本有数の食料生産基地として、重要な役割を果たしてきました。

近年は、食料需給の変化に対応しつつ、主に小麦、馬鈴しょ、甜菜、豆類の畑作4品と加工用スイートコーンを主要作物とする大規模畑作専業経営と酪農専業経営が展開されています。

また、長いも、ごぼう、大根等の根菜類をはじめ、枝豆、南瓜等の野菜の導入により積極的に農業所得の増加を図ることで、本町の基幹産業である農業の関連産業を含めて地域経済の循環とその発展に大きく寄与しています。

2 芽室町農業の概況

(1) 農業従事者数

農業従事者数は、平成27年の芽室町農業経営実態調査（以下「実態調査」という。）で1,910人であり、令和元年度までの4年間で52人減と減少傾向が続いています。

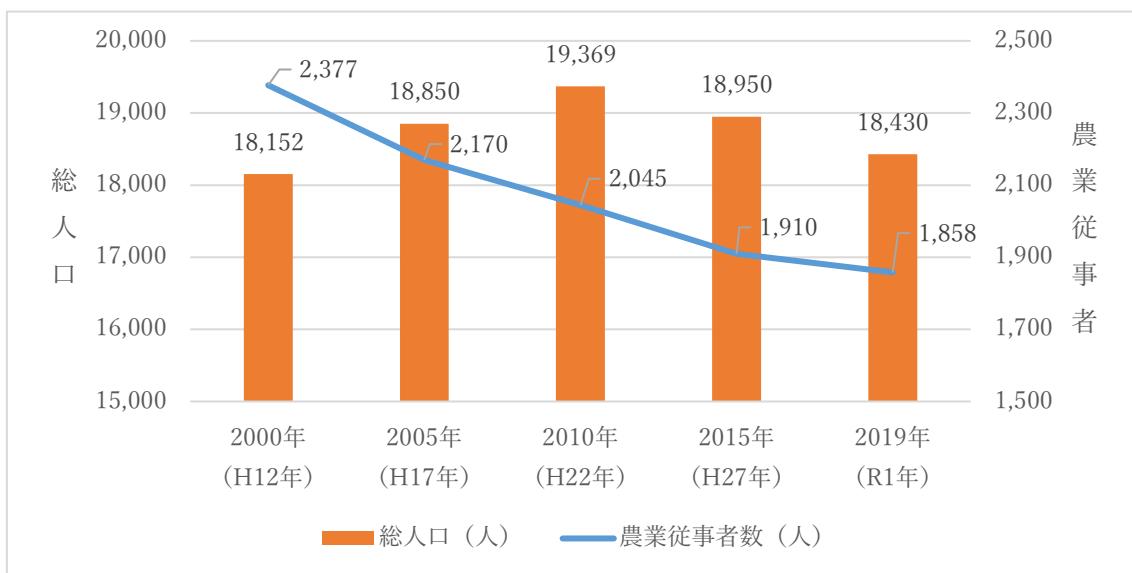


図1 芽室町人口と農業従事者数(単位:人)

資料:農林業センサス 2005 年以降は役場農林課調べ

(2)農家戸数

農家戸数は、平成27年の実態調査で618戸であり、令和元年度までの4年間で29戸減と減少傾向が続いています。

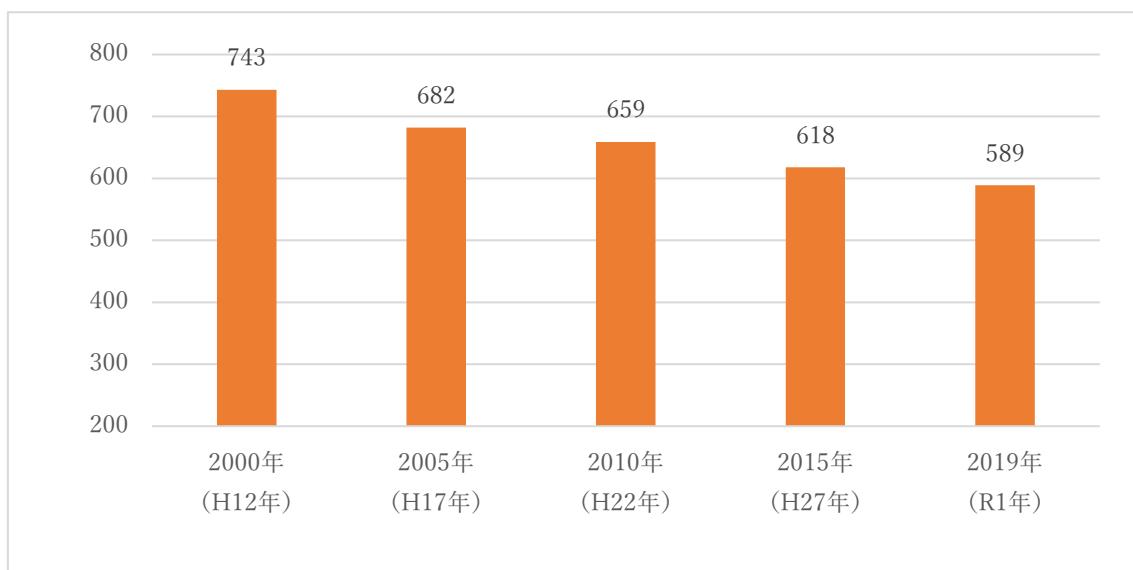


図2 農家戸数の推移(単位:戸)

資料:農林業センサス 2005 年以降は役場農林課調べ

(3)年齢別農業就業人口

年齢別農業就業人口は、2000年の実態調査と近年を比較すると、49歳以下の就業人口・割合が減少しており、50歳以上の割合が高くなっています。農業者の高齢化が進んでいることが分かります。

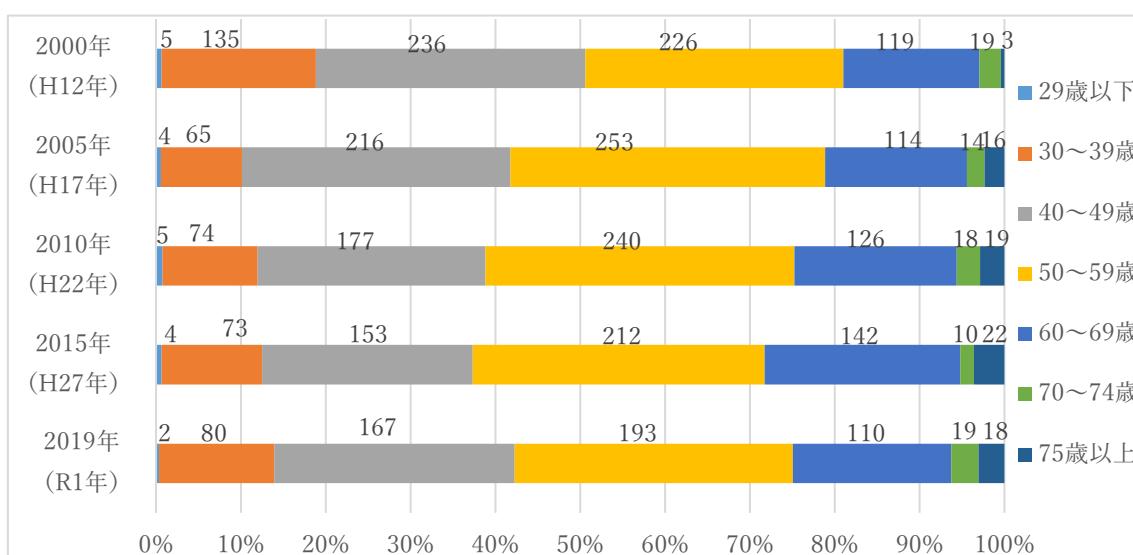


図3 年齢別農業就業人口(単位:人)

資料:農林業センサス 2005 年以降は役場農林課調べ

(4) 経営耕地面積と1戸当たり経営耕地面積

経営耕地面積と1戸当たり経営耕地面積は、増加傾向にあります。

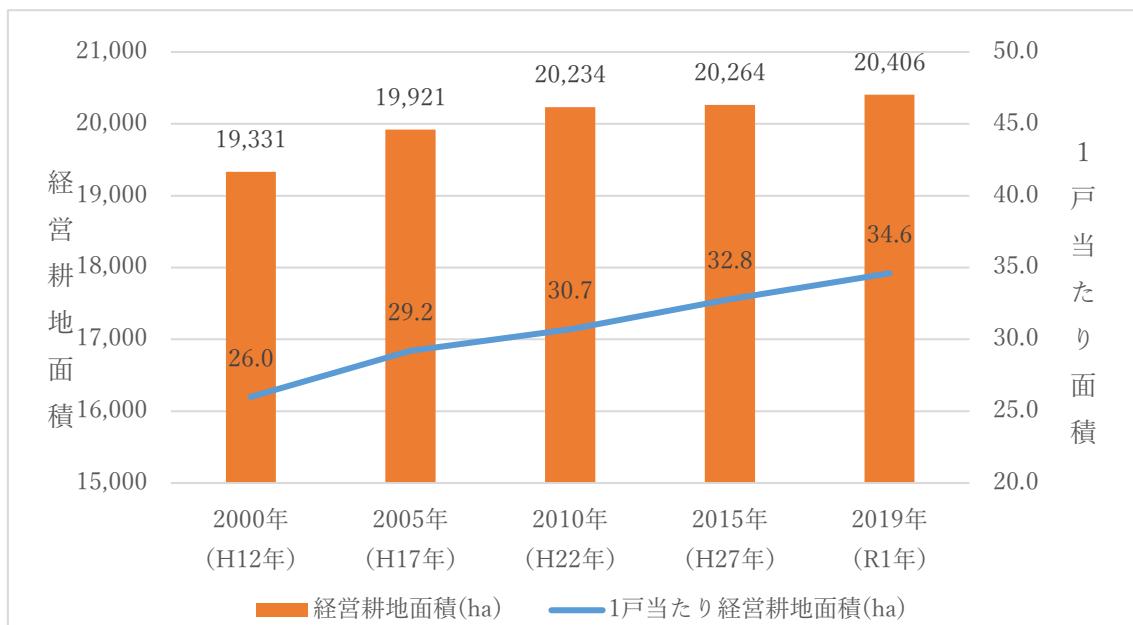


図4 経営耕地面積と1戸当たり経営耕地面積(単位:ha)

資料:農林業センサス 2005 年以降は役場農林課調べ

(5) 経営耕地面積規模別農家戸数(販売農家)

経営耕地面積規模別農家戸数は、令和元年の実態調査で30ha 以上の割合が60%近くあり、経営耕地面積が増加していることが分かります。

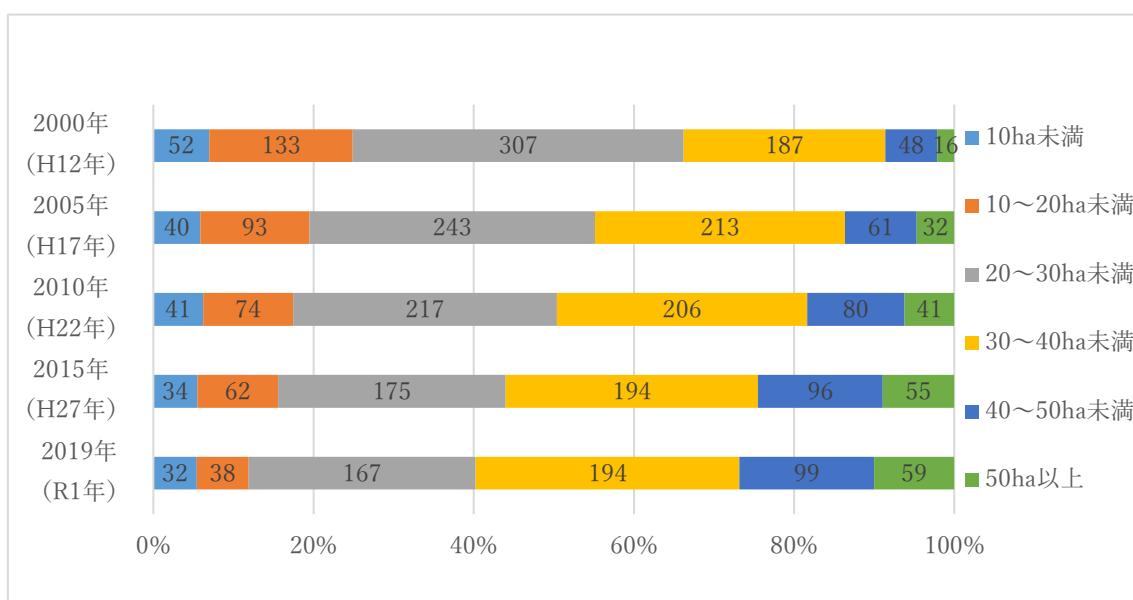


図5 経営耕地面積規模別農家数(単位:戸)

資料:農林業センサス 2005 年以降は役場農林課調べ

(6) 新規就農者数(新規就農者合計、新規学卒者、Uターン者、新規参入者)

新規就農者は、減少傾向にあり、後継者が不足していることが分かります。また、調査年の新規参入者はありません。

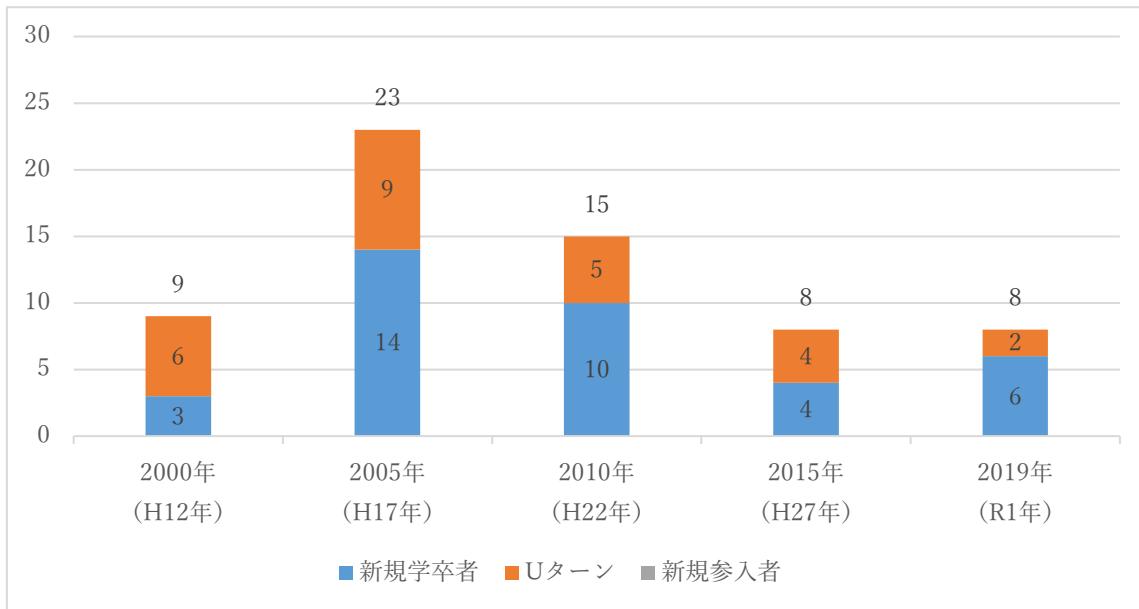


図6 新規就農者数(単位:人)

資料:JA めむろ調べ

(7) 主要農作物作付面積の推移

主要農作物作付面積は、主要畑作4品が大半を占めています。近年は豆類の作付が増加傾向にあります。

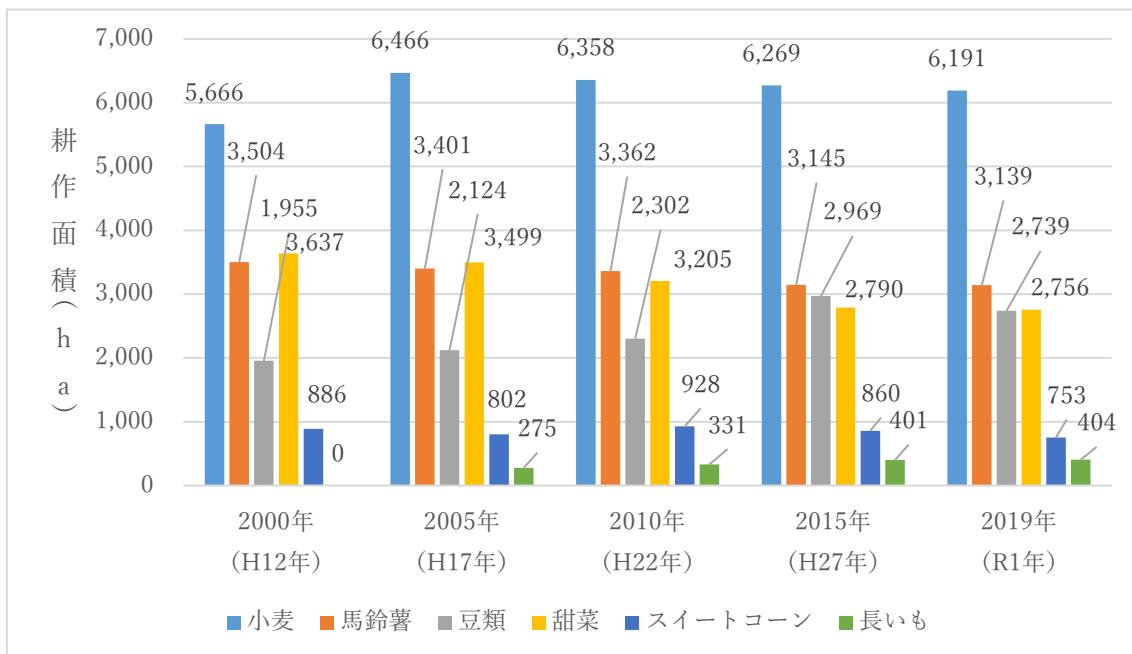


図7 主要農作物作付面積の推移(単位:ha)

資料:農林業センサス 2005年以降は役場農林課調べ

(8) 家畜飼養頭数

家畜飼養頭数は肉牛と豚は増加傾向にあり、鶏は減少しています。

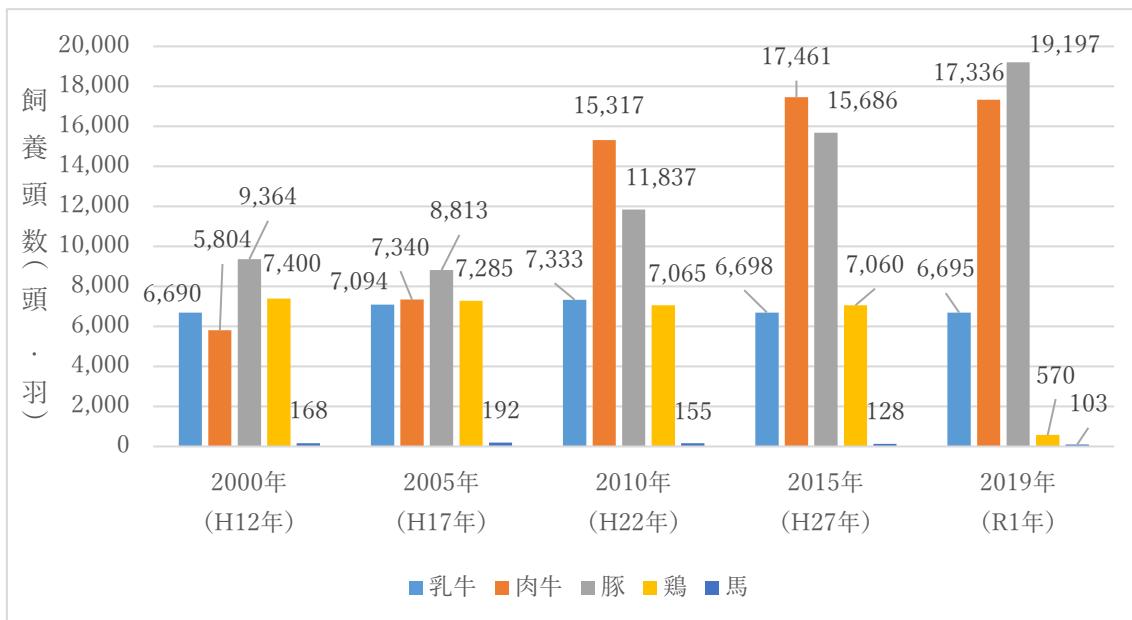


図8 家畜飼養頭数(単位:頭・羽)

資料:農林業センサス 2005年以降は役場農林課調べ

(9) 農業生産額の推移(作物別農業生産額、畜産物生産額)

農業生産額の推移は、主要作物において増加傾向にあります。中でも畜産物が顕著に増加していることが分かります。

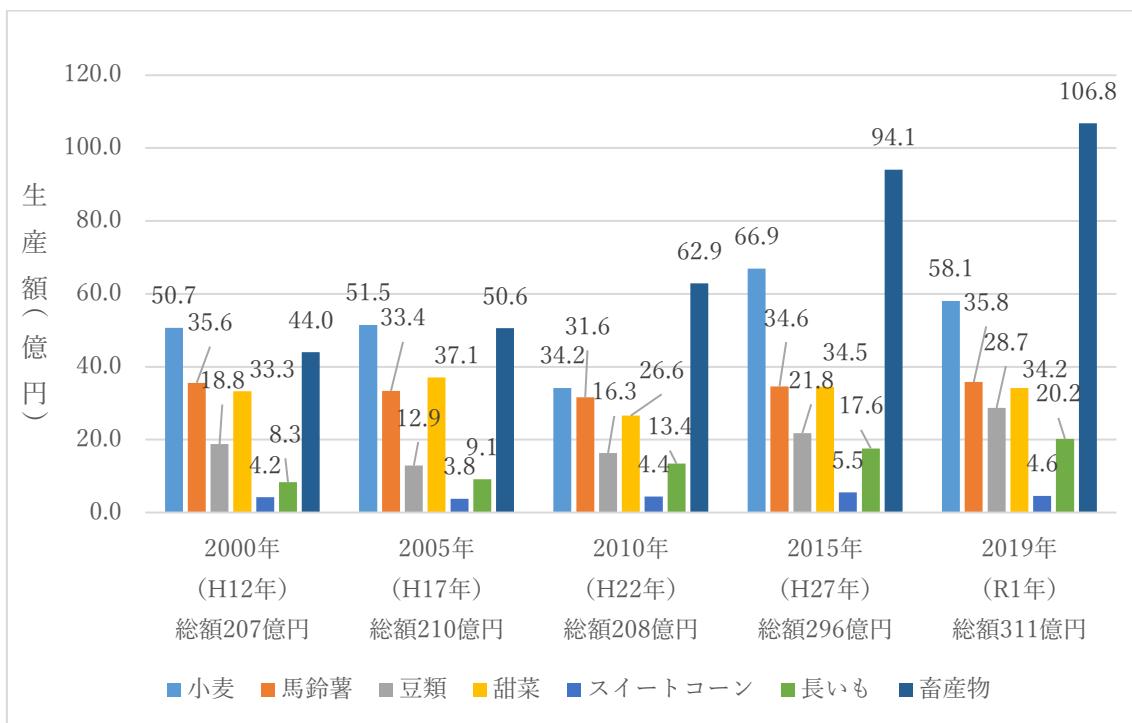


図9 農業生産額の推移(単位: 億円)

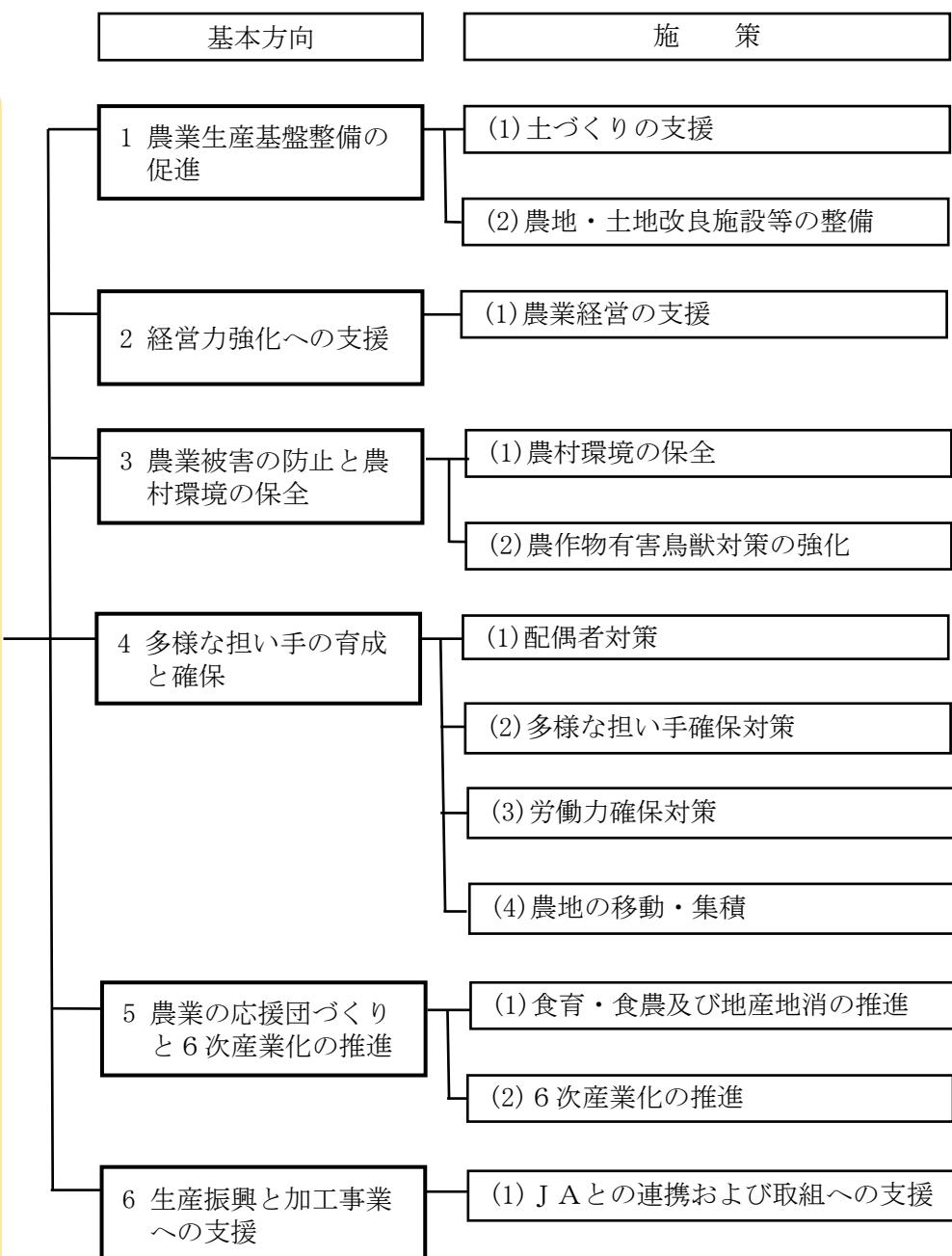
資料:農林業センサス 2005年以降は役場農林課調べ

III 計画の施策体系と指標

1 計画の施策体系

本町農業の実情を踏まえ、その特徴と強みを活かした農業振興策を推進するため、国内有数の産地がひしめく十勝の中にあっても地域の誇りとなる農業の将来像を描き、その実現に向けた施策と連動して展開する事業を体系として定めます。

みんなで創り 未来へつなぐ 地域の誇り 『農業王国めむろ』



2 目標とする指標

計画策定に向けた議論の中で抽出した本町農業の課題を解決し、本計画を達成するために次の指標を設定します。

目標とする指標

項目	基準値	中間年度 (R6年度末)	目標年度 (R10 年度末)	
農家戸数(戸)	589	557	540	
新規就農者数(人)	8	15	15	
経営耕地面積(ha)	20, 406	20, 406	20, 406	
担い手への農地集積率(%)	95. 35	95. 35	95. 35	
農業生産額(百万円)	29, 404	30, 685	31, 400	
一戸当たり	経営耕地面積(ha)	34. 6	36. 6	37. 7
	農業生産額(千円)	52, 942	55, 090	58, 148
北海道指導農業士及び北海道農業士の人数(人)	31	32	35	
食農事業参加人数(人) ※ 計画期間累計	80	963	1, 824	
有害鳥獣被害額(千円)	71, 585	60, 847	50, 109	
国営土地改良事業による再整備稼働数(地区)	1	2	2	
道営土地改良事業による農地基盤整備稼働数(地区)	4	3	3	
乳用牛飼養頭数(頭)	6, 695	7, 058	7, 058	
肉用牛飼養頭数(頭)	17, 336	18, 200	18, 500	

IV 施策の基本方向と事業展開

《 基本方向 1 農業生産基盤整備の促進 》

施策1 土づくりの支援

現状

本町では、平成16年から堆肥センターを稼動させ、町内の家畜ふん尿を中心には野菜残渣等を原料とし循環型農業を実践してきました。近年では施設の老朽化により、多額の維持管理費が発生している状況にあることや、散布時期の集中により、散布要望に充分な対応ができていないことが課題となっています。

また、省力作物及び高収益作物へ作付が偏重し、地力対策上、重要な位置づけとなっている、てん菜の作付面積が減少しています。このことにより、本来の輪作体系が崩れ、土壤病害虫の発生原因の一つとなっています。

将来像

これまで実践してきた循環型農業を継続していくために、老朽化が進んでいる既存堆肥センターの計画的な修繕や堆肥散布要望に柔軟な対応ができる体制づくりなど、土づくりに重要な役割を持つ堆肥の安定供給に向けた取組を行います。

また、良質な農作物が生産できる農地を継続して実現するため、関係機関と連携し、適切な輪作体系の維持を図ります。

課題と取組

課題(1) 堆肥センターの老朽化、散布体制の確立

理由

建設から15年が経過し施設の老朽化が進んでいることから、多額の修繕費が毎年発生しています。また、需要は多くある一方で、散布時期が集中してしまうことや散布機の台数に限りがあり物理的に困難なこと、散布業者が足りていないなどが理由で、充分な対応ができていない状況にあります。

施策の方向

安定した堆肥供給を確保していくために、老朽化した既存施設の計画的な修繕を進めるとともに糞尿の固液(分離)処理機能の必要性について検討します。また、堆肥散布の作業受委託体制の確立や独自に散布を行っている酪農家と畑作農家とのマッチングシステム構築を検討し、散布体制の確立を進めます。

取組① 既存施設の整備

『事務事業：堆肥製造施設運営支援事業』

老朽化した施設の計画的な修繕に向けて、関係機関と連携し推進します。また、原材料として乳牛ふんを活用するための固液(分離)処理機能の必要性について検討します。

取組② 作業受委託体制の確立

『事務事業：堆肥製造施設運営支援事業』

関係機関と連携して堆肥散布の受委託体制の確立を図ります。

取組③ マッチングシステムの構築

『事務事業：家畜ふん尿処理施設整備事業』

町・JA等関係者による耕畜連携の実現に向けた会議体を設立し、散布希望圃場等の実情を調査把握の上、需要(畑作農家)と供給(酪農家)のマッチングシステムの構築を検討します。

課題(2) 適正な輪作体系の維持

理由

省力作物及び高収益作物へ作付が偏重し、地力対策上重要な位置づけとなっているてん菜の作付面積が減少しています。このことにより、本来の輪作体系が崩れ、土壤病害虫の発生原因の一つとなっています。

施策の方向

国・町の補助事業を活用し、畑作4品を基本とした営農を推進するとともに、関係機関と連携しながら地力向上を目的とした輪作体系を維持します。

また、てん菜作付支援策についても、拡充・新設の必要性について検討を進めます。

取組① 国・町の補助事業活用

『事務事業：てん菜作付奨励事業、畑作構造転換事業』

補助事業を活用し、作業機械の導入や抵抗性品種等の作付を推進します。

取組② 専門機関の営農指導

『事務事業：てん菜作付奨励事業、農業振興センター運営事業』

北海道やJAなどの関係機関と連携し、営農指導を行います。

取組③ てん菜の作付支援制度の拡充・新設

『事務事業：てん菜作付奨励事業』

現行の「てん菜作付奨励総合対策事業」が令和3年度で終了することから、令和4年度以降における、てん菜作付支援策について検討し、制度の見直しや新設の必要性を検討します。

施策2 農地・土地改良施設等の整備

現状

本町では、農業生産の基礎である農業基盤整備を推進するため、地域状況に応じて計画的に国営・道営・団体営土地改良事業を実施しています。事業実施に当たっては、受益者や地域の要望を反映しながら、農地・農作物等の運搬路・土地改良施設等の整備・充実に向けた取組みを進めてきました。

国営・道営事業により整備した土地改良施設や農業用水施設は、事業主体からの管理委託や譲与契約により、地元自治体が維持管理を行うこととなり、範囲の増大、経年による施設・設備の老朽化が進み、維持管理体制の充実や管理に伴う予算確保が課題となっています。

また、農地の基盤整備については、意欲の高い担い手から、地域状況の課題に応じた要望が多数ある状況にあり、継続的な基盤整備への取組みが必要となっています。

将来像

これまでに造成整備された施設の継続的な維持管理により機能保全を図り、老朽化が著しい施設については、改築・更新等の再整備を進め、持続的に機能発揮される土地改良施設や農業生産に必要な水量が安定的に供給される農業用水施設を確保します。

農地の継続的な基盤整備を進め、安全・安心で良質な農作物を持続的に生産できる優良な農地の充実を図ります。

課題と取組

課題(1) 土地改良施設・農業用水施設の老朽化

理由

建設してから20年以上経過している施設が多数存在し老朽化が進んでいることから、土地改良施設や農業用水施設の不具合が増加傾向にあります。また更新や維持管理に多大な経費を要しています。

施策の方向

老朽化した土地改良施設や農業用水施設の改築・更新等、再整備について、国・北海道等の関係機関と連携して実施し、地元自治体の負担軽減を図ると伴に、農業の有する多面的機能の発揮を目的とした、地域協同による土地改良施設等の維持管理活動を継続的に支援し、安定的かつ持続的な維持管理体制の充実を目指します。

取組① 土地改良施設の保全・整備

『事務事業：土地改良施設維持管理事業』

老朽化した土地改良施設の再整備に向けて、関係機関へ事業実施に向けた要望を行うとともに調整を図り推進します。

取組② 農業用水施設の保全・整備

『事務事業：国営芽室川西地区土地改良事業参画事業、農業用水施設維持管理事業』

老朽化した農業用水施設の再整備に向けて、関係機関へ事業実施に向けた要望を行うとともに調整を図り推進します。

取組③ 多面的機能の発揮を目的とした地域協同活動の支援

『事務事業：土地改良施設維持管理事業』

各環境保全組合により進められてきた、多面的機能支払交付金を活用した地域協同による土地改良施設等の維持管理活動を継続的に支援します。

課題(2) 農地の継続的な基盤整備

理由

近年の気候の特徴として、春先の降雨不足による干ばつ、局地的な豪雨等の異常気象の頻発化、冬期の降雪量の減少が挙げられます。このような気候変動が起こっても安全・安心で良質な農産物を生産するため、受益者や地域からは、区画整理、客土、除れき、暗渠排水、畠地かんがい施設整備など、農地の基盤整備を求める要望が多数ある状況です。

施策の方向

農業生産の基盤となる農地の整備は、農村地域を巡回する形で、継続的に道営土地改良事業による整備を推進します。

事業実施地区数は、事業量や受益面積を考慮のうえ3地区による巡回を基本とし、事業推進の目標となる中長期計画に基づく計画的な事業展開を目指します。

また、緊急的な課題や比較的小規模な農地の整備は、団体営土地改良事業により、きめ細やかな整備を進めます。

取組① 農地の基盤整備推進

『事務事業：道営土地改良事業参画事業、団体営土地改良事業』

道営土地改良事業により、受益者や地域の要望に応じた農地の基盤整備を継続的かつ計画的に実施します。また、受益者負担が軽減され活用しやすい団体営土地改良事業制度を関係機関に要望し、よりきめ細やかな基盤整備を推進します。

取組② 畑地かんがい施設整備の推進

『事務事業：道営土地改良事業参画事業』

降雨不足による干ばつ、強風による風害を軽減するため、畠地かんがい施設整備を進め、畠地かんがい用水の普及促進を図ります。

牧草の収穫作業



牧草地と牧草ロール



《 基本方向 2 経営力強化への支援 》

施策1 農業経営の支援

現状

TPP11等による国際情勢の変化への対応、高齢化等による労働力不足・担い手の確保、気候変動に対応するための導入作物の選定、農業ICT技術の導入や省力化、経営規模拡大等を目的とした施設整備・機械導入など、農業経営を取り巻く課題は多く、対応策の検討が必要となっています。

国内では少子高齢化の進行等により人口減少が進んでおり、市場規模は縮小傾向ですが、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う人口増加、富裕層・中間層の増加により世界的に日本産の食材や農産物の輸出に関する市場規模は拡大しています。

また、台風災害や新型コロナウイルス感染症への対応等、不測の事態に対応し、国や北海道の支援制度を十分に活用し、農業経営を継続できる体制を関係機関の連携により構築する必要があります。

将来像

省力化機械、農業ICT技術は今後の本町農業の発展に必要不可欠であるため、こうした機器の導入に必要な高速かつ大容量のデータ送受信を可能とする光回線ケーブル等の通信環境の整備を行い、農業分野の労働力不足の解消やゆとりある農業の実現を目指すほか、ICTを活用した定住条件の強化やGIGAスクール構想の実現など、生活・教育・就業など多分野で農村部の活性化が図られます。

世界的な市場動向や経済連携協定等国際情勢の変化を踏まえ、「十勝めむろブランド」の強化や高収益作物の導入により、農業分野の国際的な競争力を強化するとともに、町独自の営農支援体制を確立し、新たな課題に対応するための経営者技術制度等の充実について検討を行います。

大規模農家だけではなく、中小の家族経営に対しても支援を行い、農家戸数の減少、農村地域全体の所得維持向上を目指します。

また、畜産農家の大きな課題である家畜ふん尿処理への支援や哺育育成事業、町営牧場で実施する放牧事業により畜産農家全体の経営支援を行います。

課題と取組

課題(1) 生産性向上や省力化を促進する機械等の導入に係る負担の軽減

理由

本町農業における大きな課題である高齢化や労働力不足等に対応するため、農業ICT技術の導入による省力化の実現が期待されます。こうした農業ICT技術の導入・発展のため、農村部における通信環境整備は必要となっていきます。

施策の方向

生産性向上に資する機械導入・施設整備は効果的ですが、補助事業の活用や資金借入に伴う利子補給等により初期投資に係る負担の軽減を行います。また、これらの機械・設備の導入に通信環境整備が必要であるため、基盤整備や通信技術の発展に伴う技術の利活用について、隨時検討を行います。

取組① 国等の補助事業の活用、利子補給等の実施

«事務事業：農業経営改善支援事業、畜産制度資金利子補給事業»

国や北海道の補助事業の活用、資金借入に伴う利子補給等支援を検討するほか、機械導入時、施設整備時の資金借入時の負担を軽減するため、利子補給等支援策を検討します。

取組② ICT技術等の導入による労働力不足の軽減

«事務事業：農業ICT化推進事業»

ICT技術の導入等に必要な農村部における通信環境の整備を行います。

高速かつ大容量のデータ送受信を可能とする光回線ケーブルの整備により、農村部における情報通信環境を大きく改善し、農村部の生活・教育・就業など多分野での農村振興に結び付けます。

課題(2) 変化する国際情勢への対応

理由

国内市場規模の縮小や東南アジア諸国等における農産物の輸出市場の拡大を見据え農産物の輸出拡大を目指すとともに、TPP11等国際的な経済連携協定により農畜産物価格の下落が懸念されるため、高付加価値の農畜産物生産や安心・安全な本町農畜産物のPRを行い、「十勝めむろ」ブランドの発展を図ることが農業分野における国際競争力の強化の面からも必要となっています。

施策の方向

ブランド力強化や高収益作物の導入により農業競争力を強化し、国際情勢の変化に対応可能な経営体質の強化を図る必要があります。

取組① ブランド力の強化

『事務事業：地域農業振興事業』

シティプロモーションや町内企業との連携のもと、6次産業化を含めた高付加価値の農畜産物の生産や安心・安全な本町農畜産物のPRを行い、JAが推進する「十勝めむろ」ブランドの発展に向けた機械導入・施設整備や、販路拡大策について側面的支援を行います。

取組② 高収益作物の導入支援

『事務事業：農産物生産性向上推進事務』

適正な輪作体系の維持に配慮し、圃場ごとに適した高収益作物の情報提供、高収益作物の導入支援を行い、農業所得向上を目指します。

課題(3) 経営支援体制の強化

理由

経営改善、事業承継、規模の拡大など、農業経営に関する課題は多岐にわたっています。畑作・野菜経営においては、畑作、野菜経営の選択や、高収益作物の導入、IOTなどを活用したスマート農業の実践、畜産・酪農経営では家畜ふん尿処理の推進など、これまでの知識や経験だけでは、対応が難しい課題があり、農業者自らがこれまで以上の経営者としての知識を習得することが必要となるなど、経営全般に対する支援体制の強化が求められています。

国等の施策については、大規模農家だけでなく、中小規模の家族経営の農家に対する支援が重視されており、これまで本町の農業が築いてきた農村を維持し、多様性のある農村形成を行う必要があります。

こうした取り組みにより様々な規模の農家が営農を継続できるため、農村全体で農業所得が向上し、本町農業の持続的発展につながります。

また、大雨や大雪、台風等による災害や今般の新型コロナウイルス感染症等の不測の事態に対しても、国や北海道等の支援制度を十分に活用し、農業経営を継続できる支援体制の構築が必要となっています。

施策の方向

国が設置した農業経営相談に関するワンストップ窓口である「農業経営相談所」を活用するとともに、経営上の課題や災害等に対応するための支援体制について、町・JA等農業関係機関において検討を行います。

また、今後大規模化が進み外部人材を雇用する機会が増えることから、現時点で農業者が学ぶ機会の少ない、「経営全般」に関する知識習得を行う機会を確保する必要があります。

取組① 町独自の経営支援体制の検討

『事務事業：農業振興センター運営事業』

経営規模の大小に関わらず、経営上の課題や不測の事態に際し、様々な相談が可能な窓口の設置について、町・JAと農業関係機関において検討します。第三者目線での経営支援も必要となることから、金融機関等民間企業の参加も検討します。

取組② 農業者の経営技術研修制度の確立

『事務事業：農業振興センター運営事業』

町、JA、普及センター、NOSAI等関係機関が連携し、これまでの農業者向けの経営技術研修制度に加えて、農業者自らが経営者としての知識等を習得する制度の創設について検討します。

取組③ 家畜ふん尿処理施設整備に対する支援

『事務事業：家畜ふん尿処理施設整備事業』

芽室町家畜ふん尿処理推進計画に基づき、家畜ふん尿処理施設の整備に対する支援策の検討を行います。

取組④ 哺育育成施設による酪農家に対する支援

『事務事業：哺育育成施設運営事業』

JAと町が新たに哺育育成施設の運営を行う協議会を設立し、哺育育成施設の安定的な運営を行うことにより、労働力の補完や良質な後継牛の確保など酪農家への経営支援を行います。

取組⑤ 町営牧場による酪農家に対する支援

『事務事業：町営牧場管理運営事業』

町営牧場の運営体制強化や収支改善を図り、安定的な牧場運営を行い、労働力の補完や良質な後継牛の確保など酪農家への経営支援を行います。

町営牧場と乳牛



芽室遺産に選定された10線防風林



《 基本方向 3 農業被害の防止と農村環境の保全 》

施策1 農村環境の保全

現状

耕地防風林については、農業機械の大型化が進み、農作業の効率化を図るために、伐採が進んでいます。このため、農作物の風害が懸念されるほか、伐採跡地周辺では、暴風や吹き溜まりが増えている実情があります。

風害の軽減と農村景観の保全のため、町による規模の大きな幹線防風林整備の実施を望む声が寄せられています。

農村地域の良好な生活環境と景観を保全するために、草刈り作業等の地域共同による活動が実施されていますが、高齢化や農作業の繁忙により参加者が減少しています。また、役員の担い手も不足し、地域共同活動を見送る組織もあります。

将来像

耕地防風林の維持・造成、幹線防風林の適正整備により、長期的な農業経営や景観保全を図ります。

農業の持つ、農村景観を保全する機能など、多面的機能の有効活用と地域資源の質的向上を図る地域共同による活動を継続して支援し、農村環境の保全を図ります。

課題と取組

課題(1) 耕地防風林の伐採に伴う農作物の風害、農村景観の変化

理由

農業機械の大型化により、圃場内でトラクター等が旋回する際に、耕地防風林が支障となることや GPS の精度低下などにより、農作業の効率化を妨げていることから、耕地防風林を伐採する農家が増えています。

幹線防風林整備の根拠となる町の防風林を整備するための計画が無いため、その策定が急務となっています。

施策の方向

耕地防風林の造成支援、幹線防風林整備計画に基づく管理を実施します。

取組① 耕地防風林の保育・造成

「事務事業：地域農業振興事業、町有林管理事業」

耕地防風林保育造成事業補助金を継続し、防風林の効果及び維持管理に要する負担を軽減する補助事業の周知を強化します。

取組② 幹線防風林整備計画の策定

«事務事業：地域農業振興事業»

風向風速等調査を行い、科学的根拠に基づく幹線防風林整備計画を策定し、計画に基づき管理します。

課題(2) 土地改良施設維持の担い手である環境保全組合の減少

理由

環境保全組合は最大31組織でしたが、現在27組織に減少しています。主な理由として、組合員の高齢化や、農作業の繁忙などで参加者の減少や、役員の担い手不足が考えられます。

施策の方向

土地改良施設維持の担い手である活動組織を支援します。

取組① 活動を支える交付金を活用した継続的な支援

«事務事業：土地改良施設維持管理事業»

北海道多面的機能支払事業により、活動組織への支援を実施します。

取組② 合併、広域化の検討

«事務事業：土地改良施設維持管理事業»

事業を統括している北海道日本型直接支払推進協議会からの助言等を受けながら、活動組織の事情を考慮し、広域化などの検討を行います。

施策2 農作物有害鳥獣対策の強化

現状

全国的にアライグマによる農業被害が深刻化しており、本町においても数年前から年間30頭前後捕獲されていましたが、令和元年度においては98頭捕獲されており、生息数を拡大させているものと考えられます。

エゾシカ対策については、電気柵の購入費助成やハンターによる巡回などを実施しており、平成18年度の捕獲頭数62頭に対し、平成30年度は199頭(過去最高捕獲頭数)に達しています。

また、ハンターの高齢化による担い手不足が深刻化しており、本町の猟友会においても60歳以上のハンターが半数を越えている状況にあります。

将来像

ハンターの高齢化・減少について、ある程度歯止めをかけることはできても、根本的な解決は困難であると考えられます。

よって、農業者による自衛体制の構築及びICT(遠隔監視システム等)と新技術(囲い罠)の組み合わせによる、新たな駆除(防止)方法の導入により、効果的な駆除体制を推進します。

課題と取組

課題(1) アライグマの生息数拡大

理由

外来種であるアライグマは気性が荒く、自分よりも大きな動物にも立ち向かうどう猛な動物です。オオカミや、ピューマなどの大型肉食獣が天敵ですが、これらの動物は身近な所には生息していないため、生息域を年々拡大させています。

施策の方向

農業者の自衛によるアライグマ対策を推進します。

取組① 駆除従事者の育成

『事務事業：農作物有害鳥獣駆除事業』

アライグマ防除講習会を開催し、農業者自らが防除従事者となり、駆除体制の強化を図ります。

取組② 駆除費用の支援

『事務事業：農作物有害鳥獣駆除事業』

捕獲用の箱わなを無償貸与し、駆除に係る費用面での支援を行います。

取組③ 猟友会の協力

『事務事業：農作物有害鳥獣駆除事業』

当面の間、捕獲されたアライグマの止めさしは獵友会員が行い、殺処分に対する抵抗感を軽減させます。

課題(2) エゾシカによる農作物被害

理由

1990年代から爆発的に増え続けたエゾシカは、森林にある特定の植物を食べ尽して、小動物や昆虫の生態系のバランスを乱し、結果、餌を求めて人間の生活圏まで入り込んでいます。その結果、道東地方を中心に農林業被害をもたらし、年々深刻さを増しています。

施策の方向

電気柵及び侵入防止柵の設置等により農作物を守ります。

取組① 電気柵設置の推進

«事務事業：農作物有害鳥獣駆除事業»

町有害鳥獣対策協議会による電気柵購入費の助成を行います。

取組② 侵入防止柵設置の検討

«事務事業：農作物有害鳥獣駆除事業»

モデル地区(圃場)への侵入防止柵の設置の検討を行います。

取組③ 新たな駆除方法の検討

«事務事業：農作物有害鳥獣駆除事業»

地域連携による新たな駆除方法(囲いわな等)の検討を行います。

課題(3) ハンターの担い手不足

理由

狩猟者の高齢化に伴い、捕獲の担い手の育成・確保を促進し体制を強化していくことが課題です。

施策の方向

ハンターの担い手確保を進めると同時に、有害鳥獣駆除活動への負担軽減を検討します。

取組① 狩猟免許費用の支援

«事務事業：農作物有害鳥獣駆除事業»

町有害鳥獣対策協議会による狩猟免許費用の助成を継続し、狩猟免許の新規取得者への支援を行います。

取組② 省力化の推進

«事務事業：農作物有害鳥獣駆除事業»

ICTを活用した有害鳥獣の捕獲を検討し、ハンターの負担軽減を図ります。

取組③ 狩猟の魅力発信

«事務事業：農作物有害鳥獣駆除事業»

環境省主催の「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」等を活用し、狩猟の魅力発信に努めます。

《 基本方向 4 多様な担い手の育成と確保 》

施策1 配偶者対策

現状

現時点では一定程度の農業後継者が確保されていますが、後継者の配偶者不足が原因で将来的に農業後継者の不足も想定され、現在においても年間5～10戸程度の農業者が離農しています。

また、芽室町農業後継者対策推進委員会では、芽室町農業委員会が事務局となり、婚活事業等の交流会活動や独身女性を対象とした農村くらし体験受入事業、実習生受入支援事業を実施していますが、参加者の減少などにより限界が見え始めていることから、新たな対策の検討が必要となっています。

将来像

誰もが参加しやすい幅広い事業を展開し、専任相談員を設置することで、農業後継者(経営者)のパートナーの確保により、農業経営体の円滑な継承につなげます。

課題と取組

課題(1) 男性・女性農業後継者の配偶者確保対策

理由

芽室町農業後継者対策推進委員会が中心となり婚活事業や農業体験実習等を実施していますが、近年は参加者の減少により実績が少なく、既存事業では配偶者の確保が難しいため、新たな事業の実施が必要となっています。

また、女性農業者も増加傾向であることから、女性農業者も含めた配偶者対策や農業研修の検討が必要となっています。

施策の方向

農業後継者の配偶者確保のためには、芽室町農業後継者対策推進委員会の今後の方針や民間企業の結婚相談所、専門相談員の設置・活用、情報発信の方法等、実施手法を検討します。

また、関係機関からの農業の魅力発信や交流場所の提供のみではなく、農業後継者個々の意識改革も重要となってきます。

取組① 青年世代が参加しやすい新たな事業の実施

《事務事業：農業担い手育成支援事業》

従来の婚活事業ではなく、SNSやゲーム等のIT、男女共同に実施できる内容を取り入れた、青年世代も参加しやすい新たな事業の実施を検討します。

取組② 経営者も交えた研修会の実施

『**事務事業：農業後継者対策推進事業**』

農業後継者だけではなく、経営者も対象とした婚活事業に対する意識改革に向けた研修会の実施を検討します。

取組③ 専任相談員の設置

『**事務事業：農業後継者対策推進事業**』

配偶者確保対策には後継者の状況に合わせた丁寧な相談が必要なことから、専任相談員の配置を検討します。

施策2 多様な担い手確保対策

現状

新規就農の問い合わせは、年間数件はあるものの、既存農家の規模拡大意向が依然強く、取得可能な農地がないのが実情です。

北海道指導農業士及び北海道農業士（以下「指導農業士・農業士」という。）による農業研修生の受け入れは可能ですが、受け入れまで至る件数は少なく、本町では、町・芽室町農業委員会・JAめむろの3機関による情報共有体制は構築したものの、農地の確保が難しく、これらの実情説明から先に進めない状況です。

また、畑作の研修では、冬期間の研修メニューが無く、年間を通したメニューの構築も課題となっています。

農家子弟においては、芽室町新農業経営者育成システム研修制度を活用し、就農前に農業者として必要な知識を養っています。また、農業技術・経営管理の基礎を身につけるため、外部機関が開催する農業経営講座やアグリカレッジなども活用しています。しかし、家族労働が主となっており、人手に余裕がなく研修に参加できないケースも見受けられます。

将来像

関係機関との連携を強化し、担い手の受入体制の充実、研修会や支援の更なる拡充を検討し、多様な担い手に対応できる体制を構築します。

また、多様な担い手が確保されることで地域への刺激や活性化につながります。

課題と取組

課題(1) 町・農業委員会・JAの連携強化

理由

「新規就農等希望調書」の作成により3機関での情報共有化を図っていますが、現時点では活用案件が殆ど無く、担い手不足が発生する前段階から3機関の連携を強化していくことが必要となります。

施策の方向

3機関それぞれの役割を明確にしたうえで、意思統一を図り、再度連携を強化します。

また、新規就農者の様々なニーズに対応するためにも、必要に応じて関連企業や団体を加えていくなど、柔軟に対応できる体制を構築します。

取組① 担い手不足を見越した連携の強化

『事務事業：農業担い手育成支援事業』

今後発生が想定される担い手不足を見越し、関係機関での情報共有を図り、多種多様な長期の受入体制を検討します。

課題(2) 農業研修体制の充実と受入農家の育成

理由

将来的に遊休農地が出てくる可能性があるため、取得可能な農地が出てきた際には滞り無く新規就農ができる体制が必要であり、現時点から新規就農に向けた農外からの参入者を対象とした研修システムの充実が課題です。

また、研修を実施の際に様々なニーズに対応するためには、町・農業委員会・JAの他にも指導農業士・農業士の協力が不可欠で、育成及び連携強化が重要です。

施策の方向

農業研修制度の充実のためには、様々なニーズに対応した町独自の研修システム構築が必要であり、システムの構築には、関係機関の他に、指導農業士・農業士等の地域のリーダーになる人材の養成や農業関係企業との連携、農家の下やその地域での農業実習が必要です。

取組① 芽室町独自の農業研修制度の構築

『事務事業：農業担い手育成支援事業』

農業研修生を受け入れるため、芽室町独自の農業研修制度の構築を検討します。

取組② 指導農業士・農業士との連携強化と受入農家の育成

『**事務事業：農業担い手育成支援事業**』

次世代を担う農業者を育成するため、指導農業士・農業士との連携を強化し、受入農家の育成を検討します。

取組③ 関連企業の取り込み

『**事務事業：農業担い手育成支援事業**』

関係機関では補えない部分を民間企業と連携し、農業研修の更なる充実化を検討します。

課題(3) 新規就農者への支援(農外参入者)

理由

農外からの就農意向は一定程度ありますが、取得や活用できる農地が無いのが実情です。しかしながら農家戸数は年間5～10件程度減少しており、遊休農地が発生してから検討を開始していくは手遅れになる可能性があるため、今後は農外からの就農者確保に向けた支援の検討が必要です。

施策の方向

新規就農にあたっては、農地の確保が課題となるため、農業委員会や地域の農業者の理解・協力を得て新規就農者の形態に合致した農地を確保できる体制を構築する必要があります。

また、新規就農する際には、初期投資など、経営が安定するまでには多くの資金が必要であり、国の支援の他に農地や機械、施設整備、設備投資等への町独自の支援の検討や畑作・畜産含め、居抜きでの参入希望者と農業後継者がいない農家とのマッチングなど、新たな対策を検討する必要があります。

取組① 新規就農支援の検討

『**事務事業：農業担い手育成支援事業**』

就農後の経営が安定するまでの間、初期投資、機械・施設整備に対し、芽室町独自の支援を検討します。

また、就農には必ず必要となる農地が確保できるよう芽室町農業委員会と連携しながら、農地の取得方法を検討します。

取組② 農業後継者のいない農業者と居抜きによる就農希望者のマッチング

『**事務事業：農業担い手育成支援事業**』

農業後継者のいない農業者と居抜きによる就農希望者のマッチングを行い、研修から就農までの体制の構築を検討します。

課題(4) 新規就農者への支援(農家子弟)

理由

近年は、農業分野を取り巻く情勢の変動が大きく、国内外の様々な農業情勢や制度への対応、AI等の高度化された新たな手法の農業への理解促進を図るためにも、農家子弟の育成は今後も必要不可欠です。

また、個を好む傾向が強く、団体や組織離れが見受けられることから、歯止めをかけることも必要となってきます。

施策の方向

農業後継者に対する既存の研修システムは、今後の多種多様な農業情勢に対応できるように、更なる内容の充実を検討しながら実施していく必要があります。

また、個人での研修の他にも、夫婦での研修実施や、団体単位での研修の支援等、様々な形で参加しやすい研修の実施を検討する必要があります。

取組① 国内外の様々な情勢に対応した研修の実施

『事務事業：農業担い手育成支援事業』

経営者になった時に安定した経営を実施でき、農業後継者の段階で様々な知識や技術を身に着けられるよう、研修の実施や自ら企画する研修に対し支援を検討します。

取組② 多種多様な研修の受け入れ

『事務事業：農業担い手育成支援事業』

個人、夫婦、団体での研修参加など、多様な受入体制を検討します。

課題(5) 多様な農業後継者の確保

理由

将来的に農業後継者が不足すると、1戸当たりの平均耕地面積が増加し、労働力不足や遊休農地が発生することに繋がり、本町の農業が衰退していく可能性があります。

施策の方向

農業後継者の確保のためには、多様な担い手への支援が必要であり、農業の魅力発信や女性農業者等への支援、就農・労働力確保に結びつく農業実習の実施、後継者のいない農家と居抜きでの就農希望者のマッチングなど、今までとは違った視点の事業が重要です。

取組① 多様な人材の受け入れに対応した農業実習の実施

『事務事業：農業担い手育成支援事業』

農業後継者のいない農家とのマッチングによって、研修から就農に結びつく農業実習の実施や女性農業者の育成、労働力確保等、様々な農業後継者に対応できる農業実習の実施を関係機関と協力し検討します。

施策3 労働力確保対策

現状

依然として経営規模の拡大と野菜類の作付増加による労働力不足が生じており、畑作農家については冬期間の雇用が困難で通年雇用が難しいのが実情です。

JAにおいては、無料職業紹介事業による農作業補助員の斡旋と農作業マッチングシステム「daywork」を活用しています。

JAによる作業受託組織や農業者による作業受託を行う労働支援体制はありますが、作業委託の希望農業者が増加する一方で、作業受託を希望する農業者の増加が見込まれていません。

また、畑作物の収益補完のために野菜類の導入と産地化の取り組みを行ってきましたが、将来的には労働力不足問題により、今後は作付品目の見直しが必要となってきます。

なお、本町においては、平成25年度から就労継続支援A型事業所による地元農産物の加工などの農福連携を続けてきましたが、近年は生産現場での労働力不足が顕在化しています。このため、新たな障がい者の雇用創出と農業生産現場の労働者確保の一環として、令和元年度から町の農林課と保健福祉課、JA、社会福祉法人の連携により、障がい者を雇用する取り組みを進めているところです。

将来像

関係機関や民間企業との連携強化により、農業による雇用労働者向け住宅の利用促進など様々な手法を活用した雇用体制を構築します。また、外国人労働者の雇用や農福連携を実施し、労働力不足の解消につなげます。

課題と取組

課題(1) 関連機関や他市町村と連携した労働力確保体制の構築・マッチング

理由

他産業も含め、労働力不足は顕著ですが、特に農業分野においても雇用労賃の高騰や畑作農家における冬期間の雇用問題など、人員確保は年々厳しさを増す一方です。

今後は、関係機関の密接な連携により、どの組織が中心となり、窓口を担うのかも含め、利用しやすく様々なニーズに対応できる芽室町独自の雇用体制を構築していくことが必要となってきます。

施策の方向

畑作農家や畜産農家に民間企業の雇用希望を加え、通年での労働力を確保できる体制を検討していくことが重要で、雇用労働希望者の把握や外国人労働者、シニア世代を含めた斡旋窓口、作業受委託のマッチングなど、多種多様に対応できる体制づくりが必要です。

体制づくり後は、就労環境や業務内容などの積極的な情報発信や作業受託実施のために、雇用に関する補助制度等の周知をしていくことが必要となります。

取組① 民間企業等と連携した労働力確保体制の構築

「**事務事業**：農業担い手育成支援事業」

農業者と企業が連携し、労働者が安心して就労できるよう通年での雇用体制の構築を検討します。

取組② 外国人労働者の確保

「**事務事業**：農業担い手育成支援事業」

日本国内の労働者が不足していることから、民間で行っている外国人労働者確保の取組に対し、支援を検討します。

課題(2) 農福連携の推進

理由

令和元年度から労働力確保の一環として町とJAがつなぎ役を担い、障がい福祉サービス事業所「オーフル」と農家のマッチングを実施し、有償でかぼちゃとゆり根を生産する農家で収穫作業を行いました。検証を行った結果、実施内容としては良いものでしたが、賃金や作業内容面で課題が挙がりました。

また、個人での実施例も幾らかはあるものの普及までには至っていないことから、理解や普及促進のためにも、今回実施した検証結果が次につながるよう課題解決が必要です。

施策の方向

取り組み方次第では、人手不足農家と施設外就労に恵まれない障がい者の双方にメリットがあることから、農作業への障がい者雇用の普及が進むよう関係機関と連携して相互理解を深め、人手が必要な作物にも対応できる体制づくりが必要です。

取組① 関係機関と連携した農福連携の実施

「**事務事業**：農業担い手育成支援事業、障がい者就労支援事業」

令和元年度の実施の際に出た課題を精査しながら、関係機関と連携し農福連携に取り組みます。

取組② 農福連携の理解促進

«事務事業：農業担い手育成支援事業、障がい者就労支援事業»

農福連携の推進のためには、農業者の理解も必要なことから、庁内関係課や関係機関と連携し理解促進に向けた取り組みを検討します。

施策4 農地の移動・集積

現状

規模拡大志向の農業者が多く、現時点では後継者の充足率が高いため、遊休農地はほとんどなく、農地の担い手への集積は、100%に近い限界値となっています。

北海道立総合研究機構十勝農業試験場の資料によると令和13(2030)年には、芽室町における農業経営者数は現在より100戸以上減少する見込みとなっています。しかし、既存農業者の規模拡大志向が強いことから、新規就農者への農地斡旋が思うようにできないのが実情です。

また、離農後、賃貸を希望する所有者が多く、将来的に借受農家の負担増と流動化の阻害が懸念されます。

将来像

計画的な農地取得の促進、規模拡大志向農家、新規就農者への農地斡旋を実施し、遊休農地が発生しないようにします。

課題と取組

課題(1) 遊休農地が発生しないための農地の移動と集積

理由

規模拡大志向の農業者も依然として多いが、地域によっては農業の先行きの不安や農業労働力の不足等を背景に経営規模拡大に対する考え方が慎重な農家も出てきている状況であることから、将来的に遊休農地が発生しないための利用集積を進めることが必要です。

施策の方向

将来的な農業者の意向を考慮しながら農地を集積化していくことが必要です。また、離農後、賃貸を希望する所有者が多く、将来的に借受農家の負担の増加が懸念されることから対応策について制度改正を要望していくことも必要となります。

併せて、芽室町農業委員会の農地パトロールや農業委員の日常的な巡回も強化し、将来的な農地集積や遊休農地発生を防ぐことも重要となってきます。

取組① 計画的な農地の移動

«事務事業：農業委員会総会等運営事業»

農業者の意向も考慮しつつ、遊休農地が発生しないように、計画的な農地の供給方法を検討します。

取組② 農地パトロールの強化

«事務事業：農業委員会総会等運営事業»

遊休農地の発生を防ぐために、農業委員の農地パトロールや巡回を今後も継続、強化します。

課題(2) 新規就農者の農地確保

理由

現在新規就農者は、金銭面や条件面等様々な理由により、農地の確保が十分にできていないのが実情です。今後経営規模が限界に達し、遊休農地が出てきた際には、新たな担い手の力も必要になってくることから、資金面も含め現段階から、新規就農者の農地の取得促進の検討が必要となります。

施策の方向

新規就農者が農地を確保できるように、農業委員会や地域の農業者等の関係する機関と連携して、農地が取得しやすい仕組みづくりの検討が必要であり、それに伴い、新規就農者も営農しやすいよう、地域の農業者等の理解や協力が得られるような環境整備が必要です。

取組① 新規就農者の農地取得

«事務事業：農業担い手育成支援事業»

既存農業者へ規模拡大意向調査の実施を検討し、関係機関と連携を取りながら新規就農者の農地取得の促進について検討します。

小麦の収穫



《 基本方向 5 農業の応援団づくりと 6 次産業化の推進 》

施策1 食育・食農及び地産地消推進

現状

町の食育・食農推進活動として、めむろ農業小学校、めむろまるごと給食、農家民泊、地産地消バスツアー、食育講演会を実施し、農業の応援団づくりを推進しています。しかし、各事業参加者が固定化傾向にあるため、新規の参加者を増加させが必要です。また、食農推進活動である「めむろ農業小学校」の指導者が不足していることから、指導者の確保が急務となっています。

地産地消に関して、町が毎年実施している「まちづくりに関する住民意識調査」では、日頃から地産地消を意識して買い物している町民の割合は77%前後を推移し、地産地消を意識している町民が多いことが分かっています。

また、ふるさと交流センター「やまなみ」で山村留学生を受け入れて農村と都市の交流を行い、農村地区の活性化につながっています。

将来像

食育・食農推進活動参加者が増加し、多くの町民の地元産農畜産物に対する愛着が沸き、町農業の魅力を理解することで地産地消の意識が浸透します。これにより、農業の応援団員が増加し、町農業に対する理解の促進とともに様々な支援が広がります。

課題と取組

課題(1) 食育・食農推進活動の活性化

理由

食育・食農推進活動を実施していますが、参加者が固定化の傾向にあることから新規の参加者が増えるような取組が必要です。

施策の方向

食育・食農推進活動の発信力を強化します。また、事業内容については幅広い世代の参加を促す内容へと事業内容を見直すことで活動の活性化を図ります。

取組① 食育・食農事業の推進

《事務事業：食農理解促進事業》

食育・食農事業の周知について、各学校への効果的な周知方法を検討し、指導者を担う農業者の事業参加を促し、食と農の重要性の意識を醸成します。

また、担い手が自主的に生産者と消費者の交流や農業体験、加工品の販売などに補助制度を活用して支援します。

取組② 情報の外部発信の強化

『事務事業：食農理解促進事業』

食育講演会や地産地消バスツアーや農業小学校等の取り組みについて、SNS等を活用した情報の外部発信を強化します。

教育旅行など都市部の児童・生徒の農家民泊事業により、農業を理解し、応援する心を育み、本町農業及び農畜産物への意識を醸成します。

取組③ 観光等の他分野と連携した企画力の向上と内容の充実

『事務事業：食農理解促進事業』

観光や物販等の他分野と連携することにより、企画力を高めて内容を充実させるとともに、情報発信力の強化との相乗効果で、事業の波及に広がりを持たせます。

課題(2) 食農教育の指導者不足

理由

現在、既存のめむろ農業小学校の指導者を生産者世代の農業者が担っています。しかし、農業体験という性質上、事業実施期間が農繁期と重なっているため、十分な指導者数を確保するのが困難な状況にあります。

施策の方向

食農教育の重要性を理解してもらうことで、農業体験における指導者の担い手確保を図ります。

取組① 指導者の連携強化

『事務事業：食農理解促進事業』

指導者による農業の応援団組織を作り、指導者間の連携を強め、新規の指導者の増加を目指します。

取組② 町内各種団体の食農教育事業参加への強化

『事務事業：食農理解促進事業』

町内各種団体が食育講演会等の事業へ参加してもらい、食農教育の重要性や情報発信を町とともにやってもらうことで食農教育との繋がりを意識してもらい、指導者の増加に繋げます。

課題(3) 町民の地場産農畜産物消費促進

理由

地産地消を意識し、買い物をしている芽室町民の割合は77%との調査結果があります。地産地消への意識は高い数値ですが、今後、地産地消の実施へ結びつける必要があります。

施策の方向

住民の意識調査の方法・設問について再度検討します。町民の地産地消への意識・取組等を検証することで地産地消への実施に結びつけます。

取組① 地産地消アンケート調査の再検討

《事務事業：食農理解促進事業》

意識調査の手法を再度、検討します。地産地消の課題が検討できるような質問形式を取り、データ分析を行います。

取組② 町民の地場農畜産物への理解促進

《事務事業：食農理解促進事業》

めむろまるごと給食、地産地消バスツアー、めむろ農業小学校等の食育・食農活動を活性化させ、多くの町民に参加してもらうことで、地元農畜産物の魅力を再確認し、地産地消が生産者と消費者双方にメリットがある取り組みであるという理解を促進させることで地産地消への実施に結びつけます。

施策2 6次産業化の推進

現状

芽室町においては農家個々が独自に加工、直売、販路開拓を実施していますが、農家が多様化しているため、6次産業化(以下「6次化」という。)に対する考え方は農家ごとに、様々ある状態です。町農畜産物の高付加価値化をサポートするために、6次化への環境整備を行い、取り組みやすい状態へ導くことが理想ですが、6次化に対する市町村戦略は未策定です。また、6次化についての相談窓口は農政事務所などの専門機関がありますが、実際に販売を目的とした商品開発を行う加工施設は町内に無い状態です。

将来像

市町村戦略が策定されると国の補助金の補助率が上がり、農業者へ有利となるほか、町民へ幅広く制度が周知されます。また、加工・販売施設が整備され、加工・販売が試験的に行えると、農業者の6次化参入が容易となり、農畜産物の付加価値向上への一助となります。

課題と取組

課題(1) 町としての6次化支援策の方向性の決定

理由

現在、農家個々で6次化への取り組みを行っています。そのため、町内農業者による6次化展望への実態把握が必要となります。さらに、町内加工業者など異業種との連携強化、農政事務所、総合振興局等の関係機関との協議も必要です。また、商品開発を行う場が町内に無いため、新規参入のハードルが高くなっています。

施策の方向

6次化への環境整備を行い、農業者が6次化へ取り組みやすくなります。

取組① 町内6次化への実態調査

『事務事業：地域農業振興事業』

6次化取組者や6次化検討者へのアンケート調査を実施し、町内の6次化の実態を詳細に調査することで、6次化への課題等を把握します。

取組② 6次産業化市町村戦略の策定

『事務事業：地域農業振興事業』

国の補助金の補助率が上がり、農業者の負担が軽減されることで6次化への取り組みが促進されることから、町が関係団体等と連携し、町の主要農産物を網羅する形で6次産業化市町村戦略を定め、6次化への環境整備を図ります。

取組③ 町内加工施設設置の検討

『事務事業：地域農業振興事業』

町内既存施設や関連団体の施設を利活用し、多額の投資を必要とせず、共同利用により気軽に商品開発の試行が可能な町内加工施設の整備への検討を行い、6次化検討者が参入しやすい環境を整えます。

取組④ 6次化専門知識の強化

『事務事業：地域農業振興事業』

関係機関と連携し、6次化に係わる専門知識の研修会や6次化取組希望者の交流会等を企画し、取組者の参加意欲や専門知識の習得をサポートします。



ふるさと交流センター「やまなみ」

《 基本方向 6 生産振興と加工事業への支援 》

施策1 JAとの連携および取組への支援

JAめむろが樹立して遂行する第8次芽室町農業振興5カ年計画の取り組みに対して、緊密に連携し必要に応じて支援します。

以下、JAめむろの第8次芽室町農業振興5カ年計画より抜粋

2. 第8次芽室町農業振興5カ年計画の重点項目

重点項目 1 「品目別の経営分析の推進」

作付している品目の収量や品質がどの水準にあるのか、その品目の収益性は農業所得に貢献しているのか点検をすすめ、農業経営管理の強化をはかります。

重点項目 2 「適正輪作の推進」

畠野菜の適正輪作と病害虫抵抗品種の導入拡大をすすめ、持続可能な生産基盤の確立を目指します。

重点項目 3 「労働支援体制の拡充」

農作業受委託事業の充実と省力化に結び付く生産・受入体制の確立を目指します。また、酪農の労働負担軽減と生産性向上をはかるため、哺育育成施設の設置に向け検討をすすめます。

重点項目 4 「家畜糞尿の適正処理」

酪農の飼育頭数の増加による規模拡大に対応し、家畜糞尿処理施設の設置に向け検討をすすめます。

重点項目 5 「十勝めむろブランドの確立」

実需と直結した販売活動を展開する営業拠点と農畜産物や加工品を中心とした直売をおこなうアンテナショップの設置に向け検討をすすめます。

重点項目 6 「食品加工事業の強化」

食品加工施設の拡充により加工向原料の生産拡大をすすめ、生産者所得の向上をはかります。

3. 農業振興目標と重要課題、推進項目

振興目標 1 ■ 生産基盤の維持向上

重要課題 1 土壌病害まん延防止と家畜防疫体制の強化

①適正輪作の推進	i 作業受委託体制の確立によるてん菜・馬鈴しょ作付面積の拡大 ii てん菜直播栽培の生産性向上 iii 野菜類の適正輪作
②病害虫抵抗性品種の導入拡大	i ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の普及拡大 そうか病抵抗性品種の作付拡大 アズキ落葉病の被害軽減 コムギ縞萎縮病の被害軽減
③家畜伝染病のまん延防止	i ワクチン接種の推進 ii 町自防との指導連携と家保情報などの配信

重要課題 2 環境に配慮した農業の展開

①作物残渣と資材の適正処理	i 作物残渣の処理方法の検討 ii 使用済み資材回収事業の継続
②家畜糞尿の適正処理	i 糞尿処理施設の建設に向けた検討

振興目標 2 ■ 農畜産物の生産性向上

重要課題 1 農作業受委託事業の充実

①作業受委託事業の充実	i 馬鈴しょ作業受託組合の能力増強による事業拡大 ii 既存受委託事業の拡充
②新たな作業受委託事業の検討、拡充	i てん菜の作業受委託体制の検討 ii 新たな作業受委託事業の調査、検討

重要課題 2 労働力確保と省力化体系の推進

①労働力確保対策の検討	i 各種制度の利活用検討
②農作業省力化に向けた生産・受入体制の確立	i 馬鈴しょ粗選別受入の実施 ii 前進メークインのハーベスター収穫の検証および推進 iii 農産物の新たな生産・受入体制の検討 iv 町と連携した哺育育成事業の実施 v 新たな畜産労働力支援の検討 vi I C T (情報通信技術) 利活用の促進 vii 省力化技術の集積と体系化
③農作業の軽労化対策	i 農作業の労働負担軽減商品 (アシストスーツなど) の検討・提案

重要課題3 生産資材コストの低減

①農業資材の適正使用と安定供給	i 対話型施肥設計の推進 ii 適正防除の推進 iii 生産資材の安定・安価供給 効果・耐久性・価格を考慮した推奨品目の設定と普及
-----------------	--

重要課題4 生産性および品質の向上をはかる技術普及

①新技術の普及と基本技術の励行	i 新技術（品種・栽培体系）の導入 ii 作物栽培基礎講座の開催
②優良種苗の供給	i 優良種馬鈴しょ供給体制の整備

重要課題5 生産物品質管理体制の整備

①品質管理体制の構築	i G A P（農業生産工程管理）の普及促進 ii 選果・調製施設の安全衛生・品質管理体制の検討 (H A C C P、I S O)
------------	--

振興目標3 ■ 十勝めむろプラントの確立

重要課題1 十勝めむろ農畜産物の販売強化

①品質の高位平準化	i 品質目標の設定と周知 品質を重視した基本栽培技術の励行
②販売促進活動の充実	i 消費地におけるフェアの実施 ii 産地交流会の継続実施 iii 産地および消費地情報の積極的な発信
③安定的な販売の実施	i 契約数量の拡大と新規契約先の開拓 ii 需要の拡大する加工・業務用途への対応
④販売力、営業力の強化	i 販売営業拠点と首都圏アンテナショップの設置
⑤高品質な農畜産物供給体制の整備	i 豆類低温貯蔵施設の整備 ii 馬鈴しょ貯蔵体制の整備

重要課題2 食品加工事業の強化

①施設拡充による事業拡大	i 新加工施設の建設 ii P B 商品の販売拡大 iii 冷凍食品の輸出拡大
②消費者ニーズに応える商品開発	i 新たな加工技術の研究と商品開発

重要課題3 農畜産物流通コストの抑制

①青果物輸送コストの抑制	i 省力的輸送方法の調査・検討
②青果物選別・出荷体制の見直し検討	ii リースコンテナの利用拡大 ii 選別施設の省力化の検討

振興目標4 安定した農業経営基盤づくり

重要課題1 農業経営管理の強化

①担い手の育成	i 分野別の農業経営講座の開催
②経営相談体制の充実	i 経営継承や法人化を目指す経営体への助言 ii 収益・費用の分析に基づく自己経営診断
③経営分析の推進	i 品目別所得の把握と改善計画の作成

重要課題2 営農情報の適時発信

①営農情報の迅速な提供	i 「十勝地域組合員総合支援システム」の活用推進
-------------	--------------------------

小麦



馬鈴しょ



V. 参考資料

1 計画策定の体制と経過

(1) 計画策定の体制

芽室町農業振興計画策定検討会議構成員名簿

※ 敬称略、役職・五十音順

【委員会】

職名	氏名	所属等
委員長	宇野 克彦	芽室町農業協同組合 代表理事組合長
副委員長	橋本 正彦	芽室町農民連盟 執行委員長
委員	川東 浩幸	十勝農業共済組合 芽室地区総代長
〃	島部 亨	芽室町農業委員会 会長
〃	西村 直樹	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 農業研究本部 十勝農業試験場 場長
〃	堀内 正洋	十勝農業改良普及センター 次長

【部会】

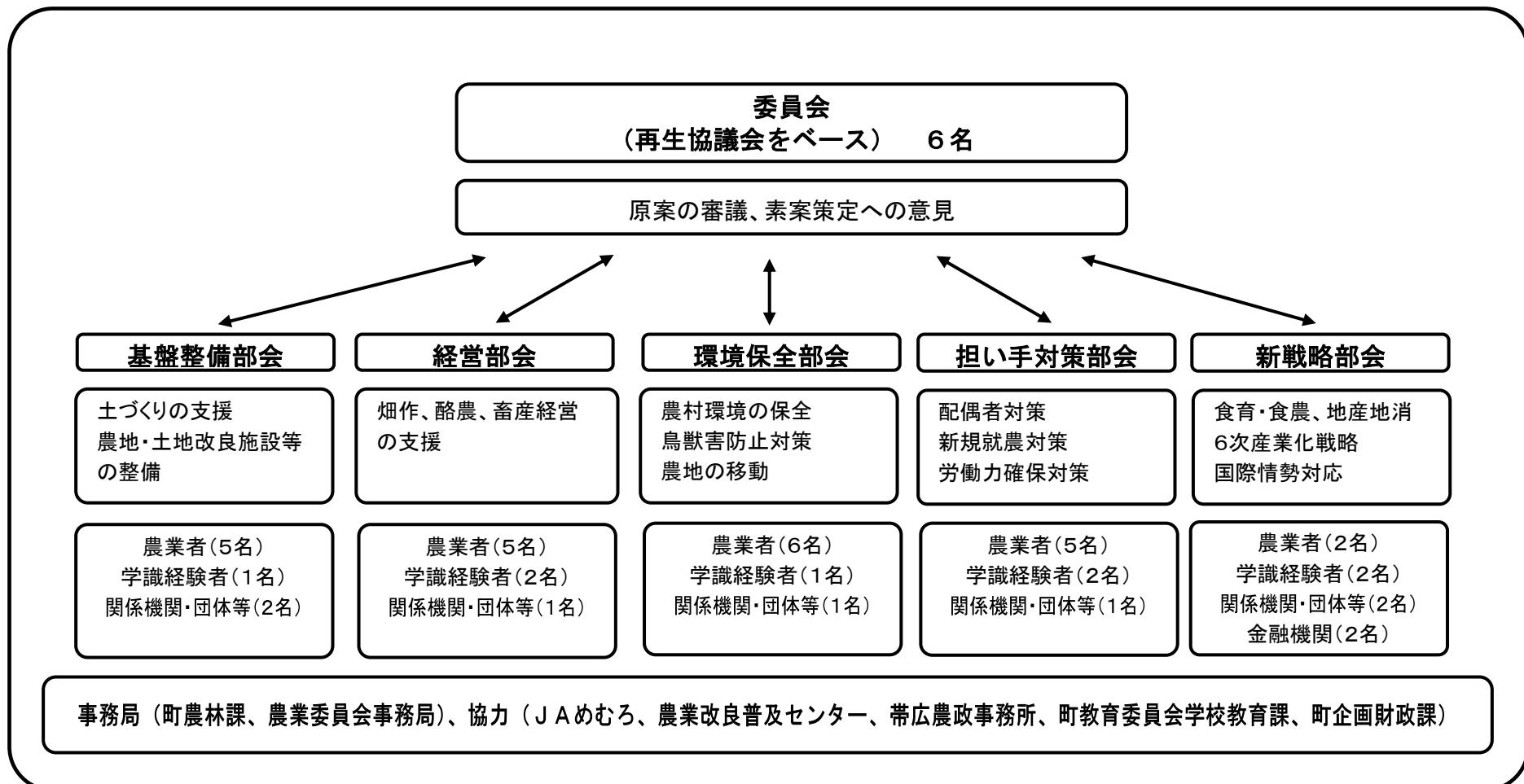
部会名	職名	氏名	所属等
基盤整備部会	部会長	堀 文宏	坂の上環境保全組合 組合長
	副部会長	阿部 織尊	芽室町「北海道指導農業士・農業士」会
		金津谷 博一(R元年度) 正木 直人(R2年度)	北海道土地改良事業団体連合会 道東事務所 所長
		木村 利昭	JAめむろ青年部 畜産部会長
		高田 英寿	芽室町農村青年連絡協議会 会長
		藤平 優太	JAめむろ青年部 理事
		古館 明洋(R1年度)	十勝農業試験場 研究部生産システムグループ研究主幹
		槲谷 英生	農業改良普及センター 地域第1係長

部会名	職名	氏 名	所属等
経営部会	部会長	坂東 隆幸	めむろ農家民泊研究会 会長
	副部会長	大友 信行	芽室町酪農振興会 会長
		桑田 朝代	芽室町商工会 女性部部長
		田島 浩二	芽室町商工会 副会長
		土屋 太志	芽室町「北海道指導農業士・農業士」会 副会長
		出口 人美	JAめむろ女性部 部長
		寺町 智彦	芽室町「北海道指導農業士・農業士」会 会計
		水野 勝志(R1 年度) 大島 政博(R2 年度)	農業改良普及センター 主査(地域支援)
環境保全部会	部会長	児玉 康博	祥栄環境保全組合 組合長
	副部会長	森本 敏彦	芽室町農業委員会 農政部会長(～R2.7)
		尾山 貴之	芽室町畑作研究会 会長
		久保 達也	JAめむろ青年部 理事
		鈴木 賢	JAめむろ青年部 酪農部会
		中嶋 一典	伏美環境保全組合 組合長
		中島 瑞穂	芽室町商工会 女性部員
		林原 裕子	JAめむろ女性部 副部長
担い手対策部会	部会長	山上 美樹彦	芽室町「北海道指導農業士・農業士」会
	副部会長	浅野 博文	芽室町農業委員会 農地部会長(～R2.7)
		相川 真人	芽室町酪農振興会 副会長
		小川 邦里実	めむろ農家民泊研究会 会員
		茅野 幸恵	芽室町社会福祉協議会 総務、地域活動係、福祉活動専門員
		高野 功恵	芽室町「北海道指導農業士・農業士」会 会長
		竹腰 慶太郎	芽室町社会福祉協議会 通所介護係 主任
		平林 隆	芽室町農村青年連絡協議会 副会長兼事務局長

部会名	職名	氏 名	所属等
新戦略部会	部会長	鈴木 由加	芽室町「北海道指導農業士・農業士」会 監事
	副部会長	畠山 大輔	芽室町畑作研究会
		飯島 裕治	芽室町商工会 理事
		葛西 大介	公益財団法人とかち財団 ものづくり支援部長
		鈴木 智広	帯広信用金庫芽室支店 支店長
		飛田 晓	公募町民 農業者(畑作)
		平石 学	十勝農業試験場 研究部生産システムグループ主査(経営)
		藤井 雅俊(～R2.9) 岡田 創(R2.10～)	北海道銀行芽室支店 支店長



【芽室町農業振興計画策定検討会議の構成図】



※委員会は、芽室町農業再生協議会をベースとする6名で構成し、委員長と副委員長を置く。

部会は、町民等の参画による部会員40名を5部会へ均等に配置する各8名構成とし、部会長・副部会長を置く。

農業者…芽室町「北海道指導農業士・農業士」会、JA青年部、JA女性部、芽室町農村青年連絡協議会等の農業者団体からの推薦者

学識経験者…商工会、社会福祉協議会等からの推薦

関係機関・団体等…農政事務所、農業改良普及センター、十勝農業試験場、土地改良事業団体連合会、とかち財団、公募による町民等

金融機関…北海道銀行、帯広信用金庫

(2) 計画策定の経過

年 月		検 討 内 容
令和元年度	7月	町民への芽室町農業振興計画策定検討会議部会員公募 町内団体等への委員・部会員の推薦依頼
	8月	芽室町農業振興計画策定検討会議 第1回委員会・第1回部会合同会議
	12月	芽室町農業振興計画策定検討会議 第2回部会
	2月	芽室町農業振興計画策定検討会議 第3回部会
令和2年度	4月	JAめむろ関係各部との意見交換
	5月	芽室町農業振興計画策定検討会議 第2回委員会(計画素案)
	6月	芽室町議会 総務経済常任委員会(調査事項 計画素案)
	7月	芽室町議会 総務経済常任委員会(勉強会)
	7月	芽室町農業振興計画策定検討会議 第4回部会
	12月	芽室町議会 総務経済常任委員会(調査事項 計画素案)
	12月	芽室町農業振興計画策定検討会議 第3回委員会(計画素案)
	1月	芽室町議会 総務経済常任委員会(調査事項 計画素案)
	2月	パブリックコメント
	3月	芽室町農業振興計画の決定
	3月	芽室町農業振興計画策定検討会議 第4回委員会・第5回部会合同会議

2 用語解説

《あ》

ICT

ICTとは、「Information and communication Technology（情報通信技術）」の略称で、意味はITとほぼ同じですが「communication」の単語が入ることで、「情報技術の活用」という意味が加わります。

IoT

IoTとは「Internet of Things（モノのインターネット）」の略称で、モノをインターネットに接続し、相互に情報をやりとりすることで、遠隔からの認識、計測、制御などを可能にする仕組みを指します。

アグリカレッジ

本計画では、十勝中部地区農業推進会議が開設する新規就農者及び農業に関する基礎的な知識・技術の習得を目指す農業者を対象に幅広い視野を持つ積極的な農業の担い手を育成するための講座のこと。

十勝中部地区農業推進会議は、北海道十勝農業改良普及センターが主体となり、同センターが管轄する十勝中部地区を構成する帯広市、芽室町、中札内村、更別村と所在する5農協と十勝中部地区「北海道指導農業士・農業士」会で構成。

《か》

国営土地改良事業

国が事業主体となり、大規模または基幹となる施設を整備する事業のこと。

国際経済連携協定

「Economic Partnership Agreement（略称:EPA）」とは、2以上の国（又は地域）の間で、自由貿易協定(FTA:Free Trade Agreement)の要素（物品及びサービス貿易の自由化）に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定のこと。

《さ》

山村留学

自然豊かな農山漁村に、小中学生が一年間単位で移り住み、地元小中学校に通いながら、さまざまな体験を積む活動。

食育

生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

食農(食農教育)

生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農(農業)」について、一体的に学び体験すること。食育+農業体験=食農(食農教育)。

《た》

多面的機能支払交付金

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源(農地・水利・農道等)の質的向上を図る活動を支援する交付金のこと。

団体営土地改良事業

市町村、JA、農業公社、土地改良区などが事業主体となり、小規模または末端施設を整備する事業のこと。

地産地消

その地域で生産された農林水産物を、その地域で消費することを通じて、消費者と生産者が互いの距離を縮めようとする取組みのこと。

地産地消バスツアー

町内在住者を対象に、1日バスツアーを行い、町内生産者とのふれあいや生産現場の見学などさまざまな農業体験を通して、地元農畜産物を身近に感じ、地元農畜産物の新鮮さ・安全性などの優位性を実感することができる事業。

TPP11

TPP11は、「Trans-Pacific Partnership Agreement（環太平洋パートナーシップ協定）」の略称で、アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定です。

署名国は、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナムの11か国で、日本を含む6か国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報したことにより、TPP11協定は2018年12月30日に発効した。

土地改良事業

農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業。農業生産の基盤である水利条件、土地条件などを整備、開発、保全する事業のこと。

土地改良施設

一般的には、土地改良事業で整備された施設の総称。

本計画書では、町が管理する施設で主に、農業用排水路のこと。

道営土地改良事業

北海道が主体となり、中規模または基幹から末端までの施設を整備する事業のこと。

道営土地改良事業中長期計画

町の土地改良事業担当係が関係機関と調整のうえ作成・保管する事業推進の目標となる資料のこと。

《な》

日欧EPA

「Agreement between the European Union and Japan for an Economic Partnership（日本・EU 経済連携協定）」の略称で、2018年7月に締結され2019年2月に発効した日本と欧州連合間における、貿易や投資など経済活動の自由化による連携強化を目的とする経済連携協定のこと。

農業が有する多面的機能

農業生産面の機能以外に、国土保全、自然環境保全、良好な景観形成、文化の継承など、多面にわたる機能のこと。

農業基盤整備

圃場、用水路、散水施設、排水路、暗渠排水、農道などの農業生産の土台となる整備のこと。

農業用水施設

農業用水の水源となるダムや頭首工、農地へ送水・配水する用水路、散水する施設の総称。

本計画書では、町が管理する施設で主に、かんがい用水に関する施設のこと。

《は》

HACCP

Hazard Analysis and Critical Control Point の略。HACCP とは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

PB商品

プライベートブランドの略。小売業者や流通業者によって企画販売される製品ブランドのこと。

北海道指導農業士・北海道農業士

北海道指導農業士とは、地域農業を維持・発展させ、農村社会を活性化するため、北海道の事業により就農希望者に対して、農業経営や農家生活についての知識や技術の習得に向けて研修を行い、新たな農業者の育成・確保に尽力されている方々を「北海道指導農業士」として認定し、農業の担い手になろうとする者の研修受入や助言、指導を行うとともに、北海道、市町村、農協等が行う①就農希望者の研修受入及び新規就農者の定着の促進、②女性農業者や青年農業者等の活動支援及び資質向上、③地域農業の振興及び農村生活の向上、に協力いただいているもの。

北海道農業士とは、農業を取り巻く環境の変化に適切に対応できるよう、農業経営や農村生活についての知識や技術を高めていくため、北海道が地域農業の担い手として経営改善や地域農業の振興などに積極的・意欲的に活躍される農業者の方を「北海道農業士」として認定し、①新規就農者に対する助言、②経営改善や地域農業の振興に関する協力、③地域リーダーを目指した資質の向上や地域活動への意欲的な取組、に協力いただいているもの。

《ま》

めむろまるごと給食

芽室町で生産された農畜産物やその加工品を多く使い、児童生徒が「地産地消」を意識できる給食を年9回行っている、町教育委員会で実施する取組。

めむろ農業小学校

町内在住の小学校1年生～6年生を対象に、1年を通して町内生産者から指導を仰ぎながら作物を育て、調理し、食べることで食べ物本来の美味しさや大切さを学ぶ事業。

《ら》

6次産業化

$$1(\text{次産業}) \times 2(\text{次産業}) \times 3(\text{次産業}) = 6(\text{次産業})$$

生産物の価値を上げるため、農林漁業者(1次産業)が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農産物などの価値をさらに高め、農山漁村の所得(収入)を向上していくこうとするもの。

小麦畑



いんげん



芽室町農業振興計画 2021
(令和 3 (2021) 年度～令和 10 (2028) 年度)

令和 3 年 3 月

問い合わせ：芽室町農林課
〒082-8651 北海道河西郡芽室町東 2 条 2 丁目 14
電話：0155-62-9725
FAX：0155-62-4599
E-mail：n-nourin@memuro.net
URL：<https://www.memuro.net>